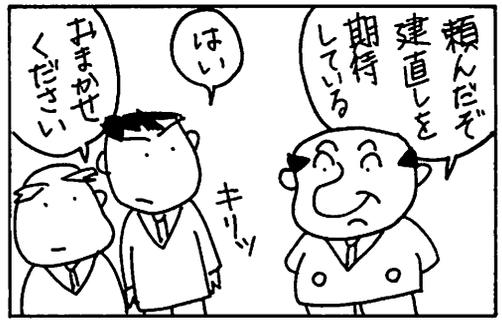


◇ 出向者の退職金

Q：当社は、経営危機に瀕している子会社へ2名の使用人を出向させ、経営の建直しを図っていますが、この度、その使用人のうち1名が定年を迎えることになりました。
この使用人に対する退職金は、子会社には負担させず、全額当社が負担しようと思うのですが、税務上問題がありますか。



A：相当な理由がありますので、出向元法人が全額負担しても税務上認められます。

【解説】

出向者に対する退職金は、出向元法人が支給しますが、そのうち出向期間に対応する金額については、出向先法人において負担するのが原則です。



しかし、出向には種々の事情があり、その事情によっては退職金まで出向先法人に負担させる必要のないケースもあるものと考えられます。そこで、出向期間に対応する退職金についてその全部又は一部を出向先法人に負担させない場合であっても、そのことについて相当の理由があるときは、税務上もこれを認めることとしています。



この相当の理由としては、次のものが考えられます。

- (1) 経営危機に瀕している関係会社等に強制的に社員を出向させ、業務の監督等にあたせた場合
- (2) 出向期間が比較的短期間である場合

ご質問の場合は、(1)に該当しますので、出向元法人が全額負担しても、贈与等の問題は生じないでしょう。

